

# 国立大学法人岩手大学内部統制規則

令和2年11月26日 制定  
令和7年2月27日 最終改正

## (目的)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学業務方法書（平成16年5月24日文科科学大臣認可）に基づき、国立大学法人岩手大学（以下「本学」という。）における内部統制システムの推進のための体制及びその体制に基づくモニタリングに関し必要な事項を定めることにより、業務の有効性及び効率性の向上、法令等の遵守の促進、資産の保全並びに財務報告の信頼性を確保することを目的とする。

## (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 内部統制 本学の中期目標等に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、本学のミッションを有効かつ効率的に果たすため、学長が本学の組織内に整備し、及び運用する仕組みをいう。
- 二 内部統制システム 本学の学長、理事及び副学長の職務の執行が国立大学法人法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他本学の業務の適正を確保するための体制をいう。
- 三 部局等 この規則で部局等とは、別表に定める組織をいう。

## (内部統制最高管理責任者)

第3条 本学に、本学における内部統制システムの整備及び運用について最終責任を負う者として内部統制最高管理責任者（以下「最高管理責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。

## (内部統制総括管理責任者)

第4条 本学に、本学における内部統制システムに係る業務を総括させるため、内部統制総括管理責任者（以下「総括管理責任者」という。）を置く。  
2 総括管理責任者は、内部統制担当理事をもって充てる。

## (内部統制管理責任者)

第5条 本学に、本学における内部統制システムの整備及び運用について管理させるため、内部統制管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。  
2 管理責任者は、理事及び副学長をもって充てる。  
3 管理責任者は、所掌する業務における内部統制システムの整備及び運用を推進し、その状況を把握し、監督する。

## (内部統制部局管理責任者)

第6条 部局等に、当該部局における内部統制システムの整備及び運用を指揮監督させるため、内部統制部局管理責任者（以下「部局管理責任者」という。）を置く。  
2 部局管理責任者は、別表に定める部局等の長をもって充てる。  
3 部局管理責任者は、当該部局の業務における内部統制システムの整備及び運用を推進するものと

し、内部統制上の重大な問題を発見し、又は報告を受けたときは、速やかに必要な措置を講ずるとともに、その業務を所管する管理責任者に報告するものとする。

(職員の責務)

第7条 職員は、内部統制上の重大な問題が発生したときは、速やかに部局管理責任者に報告しなければならない。

2 職員は、前項の規定にかかわらず、必要に応じて、総括管理責任者又は監事に直接報告することができる。

(内部統制委員会)

第8条 本学に、内部統制委員会（以下「委員会」という。）を置き、国立大学法人岩手大学学長・副学長会議をもって充てる。

2 委員会は、総括管理責任者及び管理責任者から、所管する業務に関する内部統制システムの運用状況について定期的に報告を受け、必要な改善策等について審議する。

(委員会以外の者の出席)

第9条 委員会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(モニタリング)

第10条 本学の内部統制が有効に機能していることを監視し、及び継続的に評価するため、次に掲げるモニタリングを行う。

一 日常的モニタリング

二 独立的評価

2 日常的モニタリングは、各業務における役員及び職員の自己点検、相互牽制、承認手続等により行う。

3 独立的評価は、国立大学法人岩手大学監事監査規則に基づき監事が行う監査及び岩手大学内部監査規則に基づき監査室が行う内部監査により行う。

4 最高管理責任者、総括管理責任者及び管理責任者は、モニタリングの結果を業務に適切に反映させ、内部統制システムの継続的な見直しを図るものとする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総務広報課が行う。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、内部統制システムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

この規則は、令和2年11月26日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

部局	内部統制部局管理責任者	備考
人文社会科学部	学部長	
教育学部	学部長	
理工学部	学部長	
農学部	学部長	
獣医学部	学部長	
総合科学研究科	研究科長	
教育学研究科	研究科長	
理工学研究科	研究科長	
連合農学研究科	研究科長	
獣医学研究科	研究科長	
地域防災研究センター	センター長	
平泉文化研究センター	センター長	
三陸水産研究センター	センター長	
ものづくり技術研究センター	センター長	
次世代アグリイノベーション研究センター	センター長	
分子接合技術研究センター	センター長	
図書館	館長	
保健管理センター	センター長	
情報基盤センター	センター長	
国際教育センター	センター長	
教学マネジメントセンター	センター長	
地域協創教育センター	センター長	
教員養成支援センター	センター長	
研究支援・産学連携センター	センター長	
R I 総合実験センター	センター長	
地域社会教育推進室	室長	
環境マネジメント推進室	室長	
評価室	室長	
ダイバーシティ推進室	室長	
附属幼稚園	園長	
附属小学校	校長	
附属中学校	校長	
附属特別支援学校	校長	
理工学系技術部	技術部長	
農学系技術部	技術部長	

情報技術部	技術部長	
学務部	部長	
研究・地域連携部	部長	
法人運営部	部長	
法人運営部（財務課、経理課及び施設課に関する部分）	次長	
監査室	課長	
戦略企画・評価分析室	課長	